

令和8年
第1回多摩市議会
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第 1 号

公衆トイレの維持と災害時トイレ空白解消を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

提出者	多摩市議会議員	大くま 真一
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	折戸 小夜子
同	同	しらた 満
同	同	いちち 恭子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

公衆トイレの維持と災害時トイレ空白解消を求める意見書

東京都が令和7年3月に策定した「東京トイレ防災マスタープラン」では、過去の大規模災害において「水洗トイレが長期間使用できず、衛生環境が悪化し、感染症の拡大や健康被害、災害関連死につながった」と指摘し、首都直下地震等の発生を前提に「トイレ対策は待ったなしであり、適切な場所に十分な数量を確保する必要がある」と強調しています。

このように災害時のトイレ確保の重要性が高まる一方、市町村では、既存の公衆トイレの老朽化が進み、維持管理費の増大等により、存続が困難となる事例が生じています。

公衆トイレは平常時の地域の衛生環境を支えるだけでなく、災害時には住民や帰宅困難者の生活を守る重要なインフラであり、その廃止や縮小は「災害時トイレ空白エリア」の拡大につながります。災害時と平時のトイレ環境は地続きであり、平常時からの適切な整備と維持が、災害時の確実なトイレ確保につながります。

よって多摩市議会は、こうした課題を解消し、都内全域での災害時のトイレ確保を実効性あるものとするため、以下のことを求めます。

記

- 1 災害時のトイレ確保に不可欠なインフラとして、既存の公衆トイレの維持・改修に対する補助制度を創設または拡充すること。あわせて、改修時にマンホールトイレ等の災害対応機能を整備できるよう、財政支援を強化すること。
- 2 東京都が示す「東京トイレ防災マスタープラン」に基づき、市町村が避難所・避難場所等に必要なトイレを整備できるよう、マンホールトイレ・簡易トイレ等の整備に対する補助制度を拡充すること。
- 3 区市町村間で災害時トイレ整備の進捗に格差が生じないように、新たな補助制度の創設や既存交付金を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

東京都知事 殿